

高知大学防災推進センター運営戦略室規則

平成 28 年 1 月 13 日
規則 第 57 号

最終改正 令和 3 年 12 月 24 日規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学防災推進センター（以下「センター」という。）規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、高知大学防災推進センター運営戦略室（以下「運営戦略室」という。）の業務及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 運営戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 分野からセンター長が指名する者 若干人
- (4) 研究国際部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(業務)

第 3 条 運営戦略室は、次の業務を行う。

- (1) 企画・戦略及び運営・評価に関すること。
- (2) 中期目標及び中期計画に関すること。
- (3) 予算・決算に関すること。
- (4) 職員の人事に関すること。
- (5) 規則の制定・改廃に関すること。
- (6) その他センターに関する重要な事項に関すること。

(運営戦略室会議)

第 4 条 運営戦略室に運営戦略室会議を置き、前条に掲げる事項を審議する。

- 2 運営戦略室会議は、第 2 条に掲げる者をもって組織する。
- 3 運営戦略室会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 5 議長が必要と認めたときは、運営戦略室会議に第 2 項に規定する者以外の者を出席さ

せることができる。

6 運営戦略室会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務)

第5条 運営戦略室の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、運営戦略室の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日規則第47号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。